

項 目	作 業 内 容
(3)鳥インフルエンザ対策	<p>水道管は断熱資材で覆うとともに、凍結が予想される場合は、少量の水を出しておくなどの防止対策を行う。</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除き、同一の家きん舎内において、家きんのその日の死亡率が過去3週間の平均の死亡率の2倍以上となる場合、また5羽以上がまとまって死亡している場合や、鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合は、直ちに家畜保健衛生所や獣医師に連絡し、蔓延防止を図る。</p> <p>高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するためのポイントとして、以下の飼養衛生管理をチェックする。</p> <p>ア 人・車輛等による侵入の防止</p> <p>農場出入口について、外来者の出入りを監視したり、外来車輛の消毒等を確認する。鶏舎出入口について、外来者の出入りは最小限度とした上で、衛生的な区画と非衛生的な区画を分離する。また、衣服等に伝播するのを防止できる構造にする。鶏舎内について、踏込消毒槽と手指消毒用手押し式消毒器または消毒薬噴霧器を設置する。</p> <p>イ 野鳥・野生動物による侵入の防止</p> <p>鶏舎には2cm角以下の網目の防鳥ネットを上から覆うように、ゆったりと垂らすように張り、間隙を塞ぐ。また、破損が見つかったら、直ちに補修する。防鳥対策と同様、間隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防止する。ネズミを見つけた場合、その侵入経路を見つけ、捕獲装置の設置、殺鼠剤の使用により駆除する。鶏舎周辺、農場敷地周縁及び農場内道路へ消石灰を散布する。鶏舎の中に入ったら、すぐに扉を閉める。</p> <p>ウ 飲用水・飼料の汚染による侵入の防止</p> <p>新鮮な水道水を使う(貯留したままにすると塩素濃度が低下)。水道水以外を使用する際には、鶏が飲む時に遊離塩素濃度が0.1ppm以上含まれるように調整を行い、濃度は定期的に確認する。飼料タンク付近にこぼれ餌がないよう、常に清潔を保つ。倉庫等は、鶏舎と同様に野鳥等の侵入防止及びネズミの駆除を徹底する。</p>

項 目	作 業 内 容
	<p>エ 鶏舎内外の整理・整頓・清掃 鶏舎内外の整理・整頓・清掃や鶏舎周辺の草刈りや木の伐採、電柱等の撤去により、ネズミや野鳥の繁殖場所をなくす。</p> <p>オ 鶏の健康管理及び取扱い 不健康な鶏は、病気に感染しやすい。健康な鶏を飼養するため、健康な鶏の導入や死亡鶏の適切な処理を行う。鶏舎内の環境整備（適正な飼養羽数と良い換気）や鶏への適正な飼料の給与など一般的な飼養管理の向上に心がける。</p> <p>カ 鶏糞の処理 鶏糞は農場内で適切な水分管理をして十分に発酵させる（中心温度70 以上）。やむを得ず、農場外に持ち出す場合は、鶏糞から他の農場への病原体の拡散に注意する。鶏糞処理施設には防鳥ネットを張る。</p> <p>キ 鳥インフルエンザに対する理解と教育 日頃から従業員の鳥インフルエンザに関する知識の習得に努める。</p> <p>（農林水産省ホームページ「高病原性鳥インフルエンザの発生を防止するために 飼養衛生管理チェック表とポイント 」より抜粋）</p>

（作成 畜産研究センター）